

排水柵清掃業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、秋田市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が、秋田市公設地方卸売市場の排水柵清掃業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 委託場所

秋田市外旭川字待合28番地

秋田市公設地方卸売市場

3 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

水産棟卸売場、同仲卸売場および青果棟仲卸売場の雑排水柵の汲上げ、泥およびごみの除去をバキュームダンパー車を使用して行うこと。また、汲み上げた泥等については、産業廃棄物として適正に処分すること。

5 業務の実施頻度

業務は毎週1回午後に行うこと。ただし、青果棟仲卸売場については、甲の指示があったときのみ行うこと。

6 報告

作業終了後は直ちに、作業年月日、時間、作業箇所を記載した報告書およびマニフェスト（全国産業廃棄物連合会の様式を使用すること。）を甲に提出し、確認を受けること。また、マニフェストは処分完了後、B2票、D票およびE票を甲に郵送すること。

7 費用の負担

人件費、事務費、その他業務遂行に必要な全ての費用は、業務委託料に含むものとし、乙が故意又は過失により設備を破損した場合の修復費用は全て乙の負担とする。